

**ソーシャルケアワーカーのための行動規範
及び
ソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範**

2002年9月

ソーシャルケアワーカーの雇用主

はじめに

本文書には、ソーシャルケアワーカーとその雇用主が職務に就くにあたり遵守すべき実践・行動基準を記したソーシャルケアワーカーのための行動規範とソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範が収められています。ソーシャルケアワーカーのための行動規範でも繰り返されますが、ここでは、規範の目的と、規範がソーシャルケアワーカー、雇用主、サービス利用者、社会一般人に意味するところの理解を助けることを意図しています。

2001年10月1日、General Social Care CouncilはNorthern Ireland Social Care Council、Scottish Social Services Council、Care Council for Walesと同時に作業に着手しました。カウンシルには行動規範を作成する義務があり、ソーシャルケアサービスの基準を高める作業の一環として、協同でこれらの規範の作成にあたりました。

本文書にはワーカーと雇用主のための両行動規範が併記されていますが、これは、両規範は補完的なものであり、ソーシャルケアサービスにおける高い基準を保証する際の雇用主とワーカーの共同責任を映し出すものであるためです。

規範とは何か？

ソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範とは、ソーシャルケアワーカーを規制管理するに際しての雇用主の責任を規定するものです。こうした基準が全国レベルで定められたのは今回が初めてです。規範は、雇用主が適用規範に定められた基準を遵守し、ソーシャルケアワーカーが適用規範の基準を満たすようにワーカーをサポートし、

ワーカーが期待される実践基準に満たない場合には適切な措置をとることを求めています。

ソーシャルケアワーカーのための行動規範は、ソーシャルケアワーカーが日常の職務に就く際に求められる職業上の実践・行動基準を列挙して述べたものです。多くの雇用主は同様の規範を地域レベルで実施しているとはいえ、こうした方法で全国レベルの基準が定められたのは、これも今回が初めてです。目的は、ソーシャルケアに求められる基準を確立させ、雇用主、同僚、サービス利用者、ケアラー、社会一般人がワーカーに期待する実践基準とは何かをソーシャルケアワーカーが確実に把握できるようにすることです。

規範は既に実施されている実践基準を反映させることをめざし、ワーカーと雇用主が規範の中に、既に目標としている共有の基準を認識することを予期しています。カウンスルは規範を広く紹介していくことにより、これらの基準の推進を図っていきます。

規範はどのように活用されていくのか？

規範は、英国内のイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドにソーシャルケア規制制度を導入する重要なステップです。カウンスルは、ソーシャルケアに従事する者の登録責任を負います。登録簿は、登録者が登録簿に登録されるための必要条件を満たし、ソーシャルケアワーカーのための行動規範に述べられた基準の遵守を応諾したという公の記録となります。

カウンスルは、違反行為問題や登録ワーカーを登録簿に留めるべきか否かの決定を熟考する際に、ソーシャルケアワーカーのための行動規範に述べられた基準を考慮に入れることとなります。

規範があなたに意味するものは？

ソーシャルケアワーカーとして、あなたは自分の行動の指針となる基準を持ち、どのような実践基準を満たすことがあなたに期待されているのかを明確に把握することになります。自分の行動を考察し、改善できる領域を見つけられるように、行動規範を活用していくことが奨励されます。

ソーシャルケアの雇用主として、あなたは、従業員の規制管理とクオリティの高いソーシャルケアのサポートにおいて果たすべくあなたに期待されるものは何かを理解することになります。規範に述べられた基準に照らし合わせて、自分の行動基準と方針を再考することが奨励されます。

サービス利用者または社会一般人として、行動規範は、ソーシャルケアワーカーがあなたに対してとるべき態度、ソーシャルケアワーカーが適切に職務を遂行できるように雇用主が提供すべきサポートを理解する助けとなります。

ソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範

本規範の目的は、ソーシャルケアワーカーを規制管理するに際しての雇用主の責任を規定することです。従業員の規制管理を行う目的は、サービス利用者とケアラーの利益を保護し、その促進を図ることです。規範は、既の実施されている雇用主の方針に取って代わったりそれを繰り返すものではなく、それを補完することを意図し、スタッフの雇用に関連する法律、必要条件、指針のより幅の広いパッケージの一部となります。雇用主は、本規範に述べられた基準を満たし、クオリティの高いサービスを提供し、ソーシャルケアサービスにおける社会一般の信頼と信任を促進することを確認する責任があります。

身分

National Care Standards Commission 及び Social Services Inspectorate は、ケア基準の施行にあたり本規範を考慮に入れることとなります。

ソーシャルケア従事者の規制管理に関連する責任を果たすために、ソーシャルケア雇用主には以下を実施する義務があります。

- 人員がソーシャルケアに従事するのに適切であり、その役割と責任を理解していることを確認する。
- ソーシャルケアワーカーが General Social Care Council (GSCC) のソーシャルケアワーカーのための行動規範を満たすことができるように、方針と手順を書面で備える。
- ソーシャルケアワーカーが技能と知識を強化して能力開発を行えるように、トレーニングと能力開発の機会を提供する。
- 危険、差別的、搾取的な態度や行動に対処するために方針と手順を書面で作成し、これを実行する。
- ソーシャルケアワーカー、サービス利用者、ケアラーに GSCC の行動規範の推進を図り、GSCC の処置に協力する。

1 ソーシャルケア雇用主として、あなたは、人員がソーシャルケアに従事するのに適切であり、その役割と責任を理解していることを確認する義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 1.1 適切な知識と技能を有し、ソーシャルケアに携わるのに適した人員だけが従業員として雇用されることを確実にする点に焦点を合わせた厳格で徹底した人材募集と人選プロセスを活用する。
- 1.2 犯罪記録、関連する記録簿や人物リストを調査し、採用を確認する前に、人員が採用職務を遂行する能力があるかどうかを査定する。

- 1.3 信頼できる身元保証人を求め、身元保証を提供する。
- 1.4 スタッフに、その役割と責任、関連する法律、職場で従うべき組織の方針と手順に関する明確な情報を伝える。
- 1.5 クオリティの高いサービスとケアを保証するために、スタッフと組織のパフォーマンスを管理する。

2 ソーシャルケア雇用主として、あなたは、ソーシャルケアワーカーが GSCC のソーシャルケアワーカーのための行動規範を満たすことができるように、方針と手順を書面で備える義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 2.1 秘密保守、機会均等、リスク評価、（薬物・アルコールなどの）物質濫用、記録保管、サービス利用者やケアラーからの金品の受理に関して書面で作成された方針を実行し、監視する。
- 2.2 効果的な行動と模範的な実践をサポートするためにスタッフを効果的に管理監督し、パフォーマンスで欠けている点に取り組むためにスタッフをサポートする。
- 2.3 安全なケアの提供の妨げとなるかもしれない不十分なリソースや運営上の問題をソーシャルケアワーカーが報告できるように制度を実施し、こうした問題に取り組むためにワーカーや関連当局と協力する。
- 2.4 GSCC のソーシャルケアワーカーのための行動規範を満たすためにソーシャルケアワーカーをサポートし、ワーカーの同規範への遵守を危険にさらすような行為を要求しない。

3 ソーシャルケア雇用主として、あなたは、ソーシャルケアワーカーが技能と知識を強化して能力開発を行えるように、トレーニングと能力開発の機会を提供する義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 3.1 ソーシャルケアワーカーが効果的に仕事を行い、変化する新しい役割と責任に備えるのに役立つように、研修、トレーニング、能力開発の機会を提供する。
- 3.2 効果的な職場評価と実践学習を含めて、ソーシャルケアとソーシャルワークの教育ならびにトレーニングの提供に貢献する。
- 3.3 GSCC の登録適性基準と専門性を継続発展させていくための必要条件を満たすように、登録を条件とするポストのスタッフをサポートする。
- 3.4 何らかの職務を遂行できないか遂行のための準備が不十分と感ずるために援助を求めるソーシャルケアワーカーに適切に対応する。

4 ソーシャルケア雇用主として、あなたは、危険、差別的、搾取的な態度や行動に対処するために方針と手順を書面で作成し、これを実行する義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 4.1 いじめ、ハラスメント、弁解できない如何なる形態の差別も容認できるものではないことをソーシャルケアワーカーに明確にし、かかる行為に対処する措置をとる。
- 4.2 危険、差別的、虐待的、搾取的な態度や行動を報告するためのソーシャルケアワーカー向けの手順を確立してこれを推進し、こうした報告には素早く効果的に公然と対処する。

- 4.3 スタッフに対する暴力、おどし、虐待は容認できるものではないことをソーシャルケアワーカー、サービス利用者、ケアラーに明確にし、暴力の危険を最小限に留めるための明確な方針と手順を備え、暴力事件を管理する。
- 4.4 職場でトラウマや暴力を体験しているソーシャルケアワーカーをサポートする。
- 4.5 スタッフの福祉とワーカーの機会均等を促進する方針と手順を書面で作成し、これを実行する。
- 4.6 ケアとサービス利用者の安全を再優先しながら、不健康や薬物・アルコール依存症で仕事に影響が及んでいるソーシャルケアワーカーに対して適切な支援を提供し、かかるワーカーの治療中の仕事に加える何らかの制限に関して明確な指針を与える。

5 ソーシャルケア雇用主として、あなたは、ソーシャルケアワーカー、サービス利用者、ケアラーに GSCC の行動規範の推進を図り、GSCC の処置に協力する義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 5.1 本規範と雇用主の規範遵守義務についてソーシャルケアワーカーに通告する。
- 5.2 GSCC のソーシャルケアワーカーのための行動規範と同規範に準拠するためのワーカーの個人的な責任についてソーシャルケアワーカーに通告する。
- 5.3 本規範とソーシャルケアワーカーのための行動規範をサービス利用者とケアラーに認識させ、雇用主の方針を通じて問題を提起する方法と、必要であれば規範に関して GSCC に連絡する方法について彼等に通告する。
- 5.4 ワーカーの行動に関連する何らかの決定を行う際に、GSCC のソーシャルケアワーカーのための行動規範を考慮に入れる。

- 5.5 登録に疑問を投げかけるかもしれない登録ソーシャルケアワーカーの違反行為につき GSCC に通告し、GSCC に報告を行ったことを当該ワーカーに通告する。
- 5.6 GSCC の調査と審問に協力し、GSCC の調査結果と決定に適切に対応する。

ソーシャルケアワーカー

はじめに

本文書には、ソーシャルケアワーカーとその雇用主が職務に就くにあたり遵守すべき実践・行動基準を記したソーシャルケアワーカーのための行動規範とソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範が収められています。ソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範でも繰り返されますが、ここでは、規範の目的と、規範がソーシャルケアワーカー、雇用主、サービス利用者、社会一般人に意味するところの理解を助けることを意図しています。

2001年10月1日、General Social Care Council は Northern Ireland Social Care Council、Scottish Social Services Council、Care Council for Wales と同時に作業に着手しました。カウンスルには行動規範を作成する義務があり、ソーシャルケアサービスの基準を高める作業の一環として、協同でこれらの規範の作成にあたりました。

本文書にはワーカーと雇用主のための両行動規範が併記されていますが、これは、両規範は補完的なものであり、ソーシャルケアサービスにおける高い基準を保証する際の雇用主とワーカーの共同責任を映し出すものであるためです。

規範とは何か？

ソーシャルケアワーカーのための行動規範は、ソーシャルケアワーカーが日常の職務に就く際に求められる職業上の実践・行動基準を列挙して述べたものです。多くの雇用主

は同様の規範を地域レベルで実施しているとはいえ、こうした方法で全国レベルの基準が定められたのは今回が初めてです。目的は、ソーシャルケアに求められる基準を確立させ、雇用主、同僚、サービス利用者、ケアラー、社会一般人がワーカーに期待する実践基準とは何かをソーシャルケアワーカーが確実に把握できるようにすることです。

ソーシャルケアワーカーの雇用主のための行動規範とは、ソーシャルケアワーカーを規制管理するに際しての雇用主の責任を規定するものです。こうした基準が全国レベルで定められたのは、これも今回が初めてです。規範は、雇用主が適用規範に定められた基準を遵守し、ソーシャルケアワーカーが適用規範の基準を満たすようにワーカーをサポートし、ワーカーが期待される実践基準に満たない場合には適切な措置をとることを求めています。

規範は既に実施されている実践基準を反映させることをめざし、ワーカーと雇用主が規範の中に、既に目標としている共有の基準を認識することを予期しています。カウンスルは規範を広く紹介していくことにより、これらの基準の推進を図っていきます。

規範はどのように活用されていくのか？

規範は、英国内のイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドにソーシャルケア規制制度を導入する重要なステップです。カウンスルは、ソーシャルケアに従事する者の登録責任を負います。登録簿は、登録者が登録簿に登録されるための必要条件を満たし、ソーシャルケアワーカーのための行動規範に述べられた基準の遵守を応諾したという公の記録となります。

カウンスルは、違反行為問題や登録ワーカーを登録簿に留めるべきか否かの決定を熟考する際に、ソーシャルケアワーカーのための行動規範に述べられた基準を考慮に入れることとなります。

規範があなたに意味するものは？

ソーシャルケアワーカーとして、あなたは自分の行動の指針となる基準を持ち、どのような実践基準を満たすことがあなたに期待されているのかを明確に把握することになります。自分の行動を考察し、改善できる領域を見つけられるように、行動規範を活用していくことが奨励されます。

ソーシャルケアの雇用主として、あなたは、従業員の規制管理とクオリティの高いソーシャルケアのサポートにおいて果たすべくあなたに期待されるものは何かを理解することになります。規範に述べられた基準に照らし合わせて、自分の行動基準と方針を再考することが奨励されます。

サービス利用者または社会一般人として、行動規範は、ソーシャルケアワーカーがあなたに対してとるべき態度、ソーシャルケアワーカーが適切に職務を遂行できるように雇用主が提供すべきサポートを理解する助けとなります。

ソーシャルケアワーカーのための行動規範

本規範の目的は、ソーシャルケアワーカーに期待される行動について述べ、ソーシャルケアワーカーに期待できる実践基準についてサービス利用者と社会一般人に通告することです。規範は、ソーシャルケアワーカーが従うべき法律、行動基準、雇用主による方針と手順のより幅の広いパッケージの一部となります。ソーシャルケアワーカーは、自分の行動が本規範に述べられた基準を下回ることなく、自分の如何なる作為や不作為もサービス利用者の福祉を損なうことがないことを確認する責任があります。

身分

General Social Care Council はソーシャルケアワーカーに本規範への準拠を期待し、登録ワーカーがこれに準拠しない場合は措置を講ずることがあります。

ソーシャルケアワーカーの雇用主は、スタッフの行動に関する何らかの決定を行う際に本規範を考慮に入れることを求められます。

ソーシャルケアワーカーの実施義務：

- サービス利用者とケアラーの権利を保護し、その利益の促進を図る。
- サービス利用者とケアラーの信頼と信任の確立と維持に努める。
- サービス利用者をでき得る限り危害から守りながら、その自立を促す。
- サービス利用者の態度が本人または他人に害を及ぼさないことの確認に努めながら、その権利を尊重する。
- ソーシャルケアサービスにおける社会一般の信頼と信任を擁護する。
- 仕事のクオリティに対する報告責任と、知識と技能の維持向上責任を負う。

1 ソーシャルケアワーカーとして、あなたは、サービス利用者とケアラーの権利を保護し、その利益の促進を図る義務があります。

これには以下のことが含まれます。

1.1 各人を個人として扱う。

1.2 サービス利用者とケアラー両者の個人的な考えや希望を尊重し、該当する場合にはその促進を図る。

- 1.3 サービス利用者が生活を管理し、彼等が受けるサービスについて選択肢を伝えられるように、その権利をサポートする。
- 1.4 サービス利用者の尊厳とプライバシーを尊重し、これを維持する。
- 1.5 サービス利用者とケアラーの機会均等の促進を図る。
- 1.6 多様性、異なる文化と価値観を尊重する。

2 ソーシャルケアワーカーとして、あなたは、サービス利用者とケアラーの信頼と信任の確立と維持に努める義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 2.1 誠実で信頼に値する存在となる。
- 2.2 適切、オープン、正確、率直な方法でコミュニケーションを図る。
- 2.3 秘密情報を尊重し、秘密保守に関するエージェンシーの方針をサービス利用者とケアラーに明確に説明する。
- 2.4 信頼でき、頼れる存在となる。
- 2.5 仕事のコミットメント、契約、協定を履行し、それが不可能な場合には、その理由をサービス利用者とケアラーに説明する。
- 2.6 利益の衝突を生じさせるかもしれない問題を言明し、自分の判断や行動がその影響を受けることのないことを確認する。
- 2.7 サービス利用者やケアラーからの金品受理に関する方針と手順を厳守する。

3 ソーシャルケアワーカーとして、あなたは、サービス利用者をでき得る限り危害から守りながら、その自立を促す義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 3.1 サービス利用者の自立を促し、彼等が自分の権利を理解してそれを行使するのに補助する。
- 3.2 危険、虐待的、差別的、搾取的な態度や行動を吟味してこれを報告するために、既に実施されているプロセスと手順を活用する。
- 3.3 職場における暴力や虐待的な行為から自身と他者を安全に守るための慣行と手順に従う。
- 3.4 安全なケアの提供の妨げとなるかもしれないリソースや運営上の問題について、雇用主または該当局の注意を喚起する。
- 3.5 同僚の行動が安全でなかったり、ケアの水準に悪影響を及ぼすかもしれない場合には、雇用主または該当局に通告する。
- 3.6 物質濫用に関するものも含めて、雇用主の健康安全方針を遵守する。
- 3.7 サービス利用者とケアラーが苦情を申し立てるのを助け、苦情を真剣に受け止めて、それに対応するか、それを該当者に伝える。
- 3.8 サービス利用者とケアラーと働くことから生じる権限を責任ある態度で認識してこれを行使する。

4 ソーシャルケアワーカーとして、あなたは、サービス利用者の態度が本人または他人に害を及ぼさないことの確認に努めながら、その権利を尊重する義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 4.1 サービス利用者には危険を冒す権利があることを認識し、本人または他人に対する実際の危険性とその可能性を彼等が明確にし、それを管理するのを助ける。
- 4.2 サービス利用者の態度が本人または他人に害を及ぼす危険があるかどうかを査定するために、リスク評価の方針と手順に従う。
- 4.3 サービス利用者が本人または他人に害を及ぼす実際の危険性とその可能性のリスクを最小限に留めるために必要な処置を講ずる。
- 4.4 リスク評価の結果とその含意について、関係する同僚とエージェンシーへの通告が行われたことを確認する。

5 ソーシャルケアワーカーとして、あなたは、ソーシャルケアサービスにおける社会一般の信頼と信任を擁護する義務があります。

特に以下の行為は禁止されています。

- 5.1 サービス利用者、ケアラー、同僚を虐待、軽視し、あるいは彼等に危害を加えること。
- 5.2 如何なる方法によっても、サービス利用者、ケアラー、同僚から搾取すること。
- 5.3 サービス利用者とケアラーの信頼、あるいは彼等に関する個人情報、その資産、家庭、職場にアクセスできる自分の立場を悪用すること。
- 5.4 サービス利用者と不適切な個人的関係を築くこと。
- 5.5 サービス利用者、ケアラー、同僚を不法または弁解の余地なく差別すること。

- 5.6 サービス利用者、ケアラー、同僚による不法または弁解の余地のない差別を容赦すること。
- 5.7 自己または他人を不必要な危険にさらすこと。
- 5.8 職場の内外を問わず、ソーシャルケアサービス従事者としての適性に疑問を投げかけられるような行動をとること。

6 ソーシャルケアワーカーとして、あなたは、仕事のクオリティに対する報告責任と、知識と技能の維持向上責任を負う義務があります。

これには以下のことが含まれます。

- 6.1 関連する行動基準を満たし、合法的、安全、効果的な方法で職務にあたる。
- 6.2 職務に定められた手順が求める通りに、明確で正確な記録を維持する。
- 6.3 自分の職務を完全かつ安全に遂行する能力に影響を及ぼすかもしれない個人的な問題について、雇用主または該当局に通告する。
- 6.4 何らかの職務を遂行できないか遂行のための準備が不十分と感じたり、仕事の進め方に自信がない場合には、雇用主または該当局に援助を求める。
- 6.5 同僚とオープンかつ協力的に働き、敬意をもって彼等に接する。
- 6.6 他のワーカーに委任した職務に関しても自分が責任を負うことを認識する。
- 6.7 他のエージェンシーから派遣されたワーカーの役割と専門知識を認めてこれを尊重し、彼等と協力して働く。

6.8 知識と技能を維持向上させるために関連するトレーニングを受け、他者の学習と能力開発に貢献する。

General Social Care Council

Goldings House

2 Hay's Lane

London

SE1 2HB

020 7397 5100

www.gsc.org.uk

© Copyright General Social Care Council 2002